

# 令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

**提出期限：令和 6 年1月31日(水)**

～早期提出のご協力をお願いします～

地方税法第 383 条の規定により、事業者には毎年 1 月 1 日現在に事業の用に供することができる資産の申告が義務付けられています。適正な課税のためご協力をお願いします。

## ○ このような方に書類をお送りしています

- (1) 昨年度までの申告により、すでに償却資産台帳にご登録がある方
- (2) 税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査(地方税法 第354条の2)に基づき、未申告資産があると判明した方
- (3) 法人市民税届 / 太陽光発電設備設置届 等をご提出された方 など

## 申告方法

### (1) 郵送による申告

下記提出先に申告書を送付してください。

**申告書(控用)に受領印が必要な場合は、必ず返信先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。**(※ 返信用封筒がない場合は返送不可となります。)

なお、受領印が不要な場合は、申告書(控用)はお手元で保管してください。

### (2) 電子申告(eLTAX:エルタックス)による申告

詳しくは、「eLTAX」ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。  
《ヘルプデスク》9:00～17:00(土日祝・年末年始12/29～1/3を除く)

TEL 0570-081459(つながらない場合は:TEL 03-5521-0019)

### (3) 市役所窓口<sup>※</sup>に持参※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送や電子申告でのご提出にご協力をお願いします。

行方市役所 麻生庁舎 税務課 または 北浦・玉造各庁舎 総合窓口にて受付可能です。

## ◆ 申告書の提出 及び 問合せ先 ◆

### 行方市役所 総務部 税務課 資産税グループ

住所：〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9(麻生庁舎 別棟)

電話：0299-72-0811 (内線 316・317)

受付時間：8:30～17:15 ※土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く。



◇ 申告の手引き、申告書・種類別明細書は、行方市ホームページからもダウンロードできます。

# 目次

## I 償却資産の申告について

1.申告していただく方	4
2.提出書類	4-6
3.電算申告(eLTAX を利用)される方	6
4.本人確認(番号、身元確認及び代理権の確認)について	7

## II 償却資産のあらまし

1.償却資産の範囲について	8-9
2.リース資産と納税義務者	10
3.耐用年数について	10
4.償却資産の種類と主なもの	11
5.業種ごとの主な償却資産	12-13
6.建築設備の家屋と償却資産の区分について	14-15
7.償却資産の課税対象となる車両	16
8.国税の取扱いとの比較	17-18
9.取得価格における消費税の取扱い	18

## III 償却資産の評価・課税について

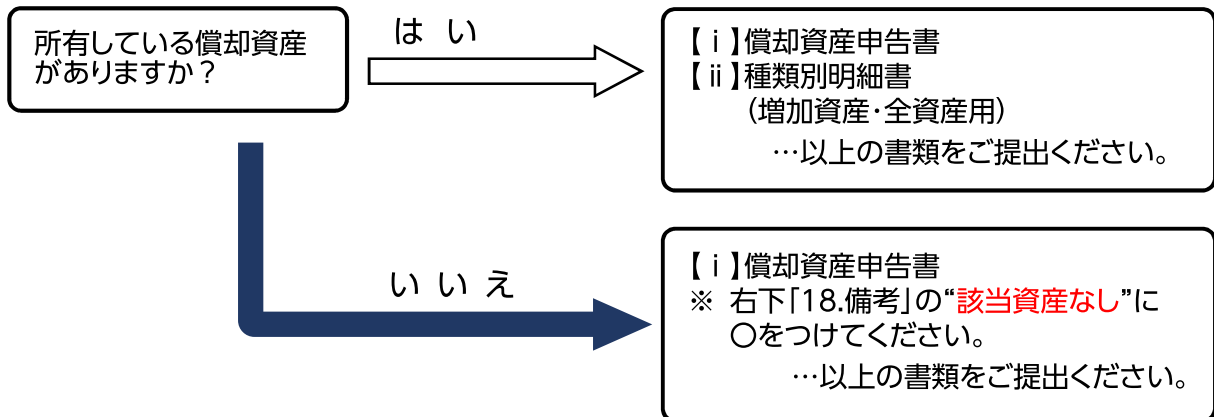
1.償却資産の価格と課税について	19
2.減価率及び減価残存率一覧表	20
3.耐用年数が改正された償却資産の申告について	21
4.非課税及び課税標準の特例について	21-25

## IV その他

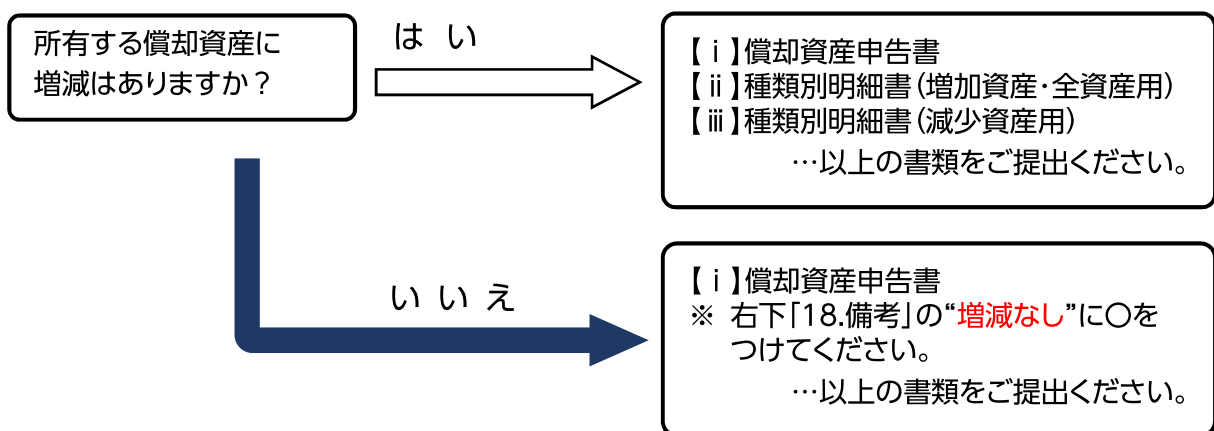
1.実地調査のお願い	26
2.虚偽の申告/申告をしなかった場合	26
3.さかのぼり課税について	26
4.推計課税について	26

# 申告の流れ 《フローチャート》

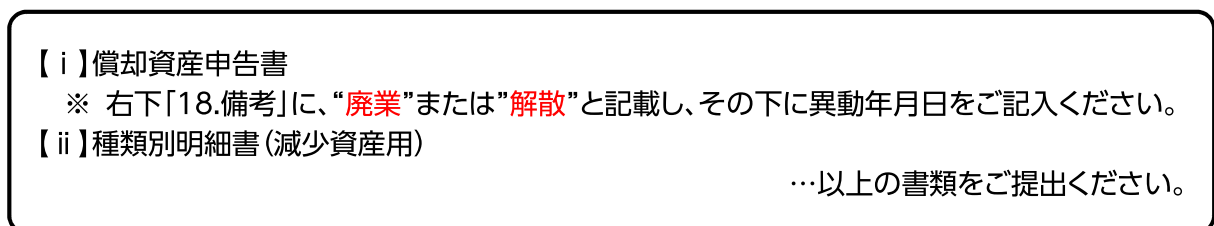
## ① はじめて申告される方



## ② 前年度までに申告された方



## ③ 廃業・解散などをされた方



※ 耐用年数2年以上、または取得価額10万円以上の資産は、申告対象です。

※ 該当する特例等があれば、申告書類とまとめてご提出をお願いします。

# I 償却資産の申告について

## 1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付など、行方市内で事業を行っている会社や、個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告の規定）により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっていきます。なお、提出する書類については、下記をご参照ください。

### このような場合も申告が必要です

- (1) 初めて申告書が届いたが、該当資産がない
- (2) 資産状況が変わらない
- (3) 取得金額が少額である
- (4) すべての資産がなくなった 等

## 2. 提出書類

【1】 はじめて申告される方(はじめて申告書が届いた方) …全資産を申告してください。

対象者	令和5年1月2日～令和6年1月1日の間で、行方市内で新たに事業を開始した方(リース資産を設置した場合も含む。)
対象資産	令和6年1月1日現在、行方市内に所在し、事業の用に供することのできるすべての償却資産
提出する申告用紙	【i】償却資産申告書 【ii】種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下にある「18.備考欄」の、「 <b>該当資産なし</b> 」に○をつけてご提出をお願いします。

(提出書類 早見表)

	提出書類			申告内容
	償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
令和5年1月1日 現在の状況				
該当資産あり	●	●		全資産
該当資産なし	●			該当資産なし

**【2】 前年度(令和5年度)までに申告したことがある方 …増減した資産を申告してください。**

<b>対 象 者</b>	前年度(令和5年度)以前に申告されている方
<b>対 象 資 産</b>	令和5年1月2日～令和6年1月1日の間で、増加及び減少した資産 ※ <u>未申告資産があれば、あわせて申告をお願いします。</u>
<b>提出する申告書</b>	【i】償却資産申告書 【ii】種類別明細書(増加資産・全資産用) 【iii】種類別明細書(減少資産用)
<b>そ の 他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年中に増加または減少した資産がなかった場合は、申告書右下「18.備考」の、“増減なし”に○をつけてください。</li> <li>・ 法人にあっては、特に決算日以降に増加または減少した資産についても申告漏れのないようにご注意ください。</li> </ul>

※ 前年度までに償却資産申告のご提出があった方については、“償却資産台帳（課税台帳）”を送付しています。申告書作成のご参考にしてください。

(提出書類 早見表)

	提 出 書 類			申 告 内 容
	償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
令和6年1月1日 現在の状況				
資産が増加した (取得・受入等)	●	●		増加した資産
資産が減少した (売却・滅失・移動等)	●		●	減少した資産
資産の増加・減少の どちらもある	●	●	●	増加・減少した 資産
資産の増減がない	●			増減なし
全資産が減少した (廃業・転出・合併等)	●		●	減少した資産

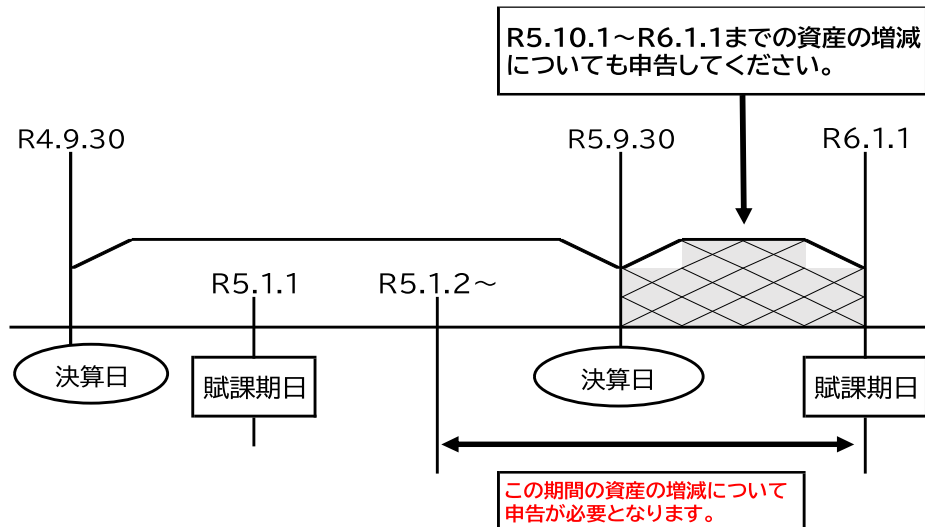
**⚠ 所有者死亡により“相続”が発生している場合 ⚠**

償却資産の所有者がお亡くなりになられた場合、償却資産申告書にある「18.備考」の欄に、お亡くなりになられた所有者様のお名前、死亡年月日をご記入の上、ご提出をお願いします。

今後の償却資産申告については、相続人が申告書類を提出するようにお願いします。

## ■ 固定資産税 賦課期日と事業年度の関係

(例) 1年決算法人で決算日が9月30日の場合



※ 提出した申告内容に誤りがあった場合、申告以降の決算時において申告内容が変わった場合、および申告がお済みではない場合等、年度途中でも随時、申告を受付しております。

## 3.電算申告(eLTAX を利用)される方

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 全国統一様式【第26号様式】により、記載事項のすべてを記入してください。</li> <li>② 所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記入してください。</li> </ol>
種類別明細書	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 必ず<b>全資産</b>を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。)</li> <li>② 前年中に増加・減少した資産も、資産の種類ごとに区分してください。電子申告の場合には、前年度に増加・減少した資産の明細書をPDF等で添付してください。</li> <li>③ 全資産について、評価額を記載してください。</li> <li>④ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。(特例ごとの集計表も併せてご提出していただきますよう、ご協力をお願いします。)</li> <li>⑤ 評価額の最低限度額は、取得価額の<b>5%</b>に相当する額です。(備忘1円登録はありません。)</li> <li>⑥ 改良費のうち資本的支出により耐用年数を変更された資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に改正前の耐用年数及び改正年を記入してください。</li> </ol>

## 4.本人確認(番号、身元確認及び代理権の確認)について

### ■ 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、平成28年1月以降、償却資産申告書を提出する場合は、個人番号(マイナンバー)・法人番号を記載していただくことになりました。

個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、申告書にある所定の記載欄に記載してください。

### ■ 番号・本人確認の方法(個人番号)

申告書を提出していただく場合、①番号確認 ②本人確認 ③代理権の確認をします。それぞれ確認できる書類が必要となりますので、窓口での提出の際にはその提示を、郵送での送付の際にはその写しを提出お願いします。

ただし、電子申告(eLTAX)で申告する場合においては、電子証明書等により番号・本人確認を行いますので、確認書類の添付は不要です。

※ 法人番号を記載した申告書をご提出される際は、本人確認資料の提示は不要です。

※ 窓口等で本人確認ができなかった場合には、申告書等には個人番号(マイナンバー)および法人番号の記載がなかったものとして受理します。なお、個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載がない場合でも、申告書等は有効なものとして受理します。

### 【1】 申告者本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
①番号確認	・ 個人番号カード(裏面) ・ 通知カード(※ 氏名・住所等が住民票等と一致している場合に限る) ・ 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
②本人確認	・ 個人番号カード(表面) ・ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等 ・ 上記以外の官公署から発行された書類で、顔写真があり氏名および生年月日または住所が記載されているもの

### 【2】 代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
①番号確認	・ 個人番号カード(裏面) ・ 通知カード(※ 氏名・住所等が住民票等と一致している場合に限る) ・ 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
②本人確認	・ 代理人の個人番号カード(表面) ・ 代理人の運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等 ・ 税理士証票
③代理権の確認	・ (税理士または税理士法人の場合) 税務代理権限証書 ・ 委任状 等

## Ⅱ 償却資産のあらまし

### 1.償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、**その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの**をいいます。（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）なお、その取得価額が少額である資産、その他政令で定める資産以外のものとなります。

なお、「事業に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合においても該当します。

償却資産（固定資産税）上の“**事業**”とは、**必ずしも営利または収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。**

#### 【1】 申告対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告対象となります。なお、次に掲げる資産についても申告が必要です。

- 
- ① **税務会計上、減価償却となる資産**

---

  - ② **償却済資産** / 減価償却が終わり、帳簿上 備忘価額で計上されている資産  
※ 償却資産(固定資産税)では、取得価額の5%が残り続けます。

---

  - ③ **建設仮勘定で経理されている資産**

---

  - ④ **簿外資産** / 帳簿に記載されていないが、本来は減価償却が可能な資産

---

  - ⑤ **遊休資産** / 稼働を休止しているが、いつでも稼働ができる状態にある資産

---

  - ⑥ **未稼働資産** / すでに完成しているが、未だ稼働していない資産

---

  - ⑦ **リース資産** / 資産所有者がほかの者に貸し付けている資産

---

  - ⑧ **割賦購入資産** / 割賦金の完済していない状況で、すでに事業の用に供している資産

---

  - ⑨ **社宅・宿舍用・寮用など福利厚生のに供する資産**

---

  - ⑩ **取得価額が1年未満または20万円未満であっても税務会計上は、個別償却している資産**

---

  - ⑪ **100万円未満の美術品等で減価償却しているもの**  
※ 平成27年1月1日以降に取得した美術品等については、法人税および所得税の基本通達の一部改正により、取得価額が100万円未満のものについては、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、減価償却資産となるため、申告が必要です。なお、平成27年1月1日より前に取得した美術品等については、法人税・所得税法上減価償却資産に変更した場合には、新たに申告が必要となります。

---

  - ⑫ **改良費** / 資産の価格を増価させたり、使用可能期間を延長させたりするための資本的支出  
※ 償却資産の価値を増価させるための費用は、「改良費」として本体とは別に申告してください。

---

  - ⑬ **駐車場やアパート、マンション等の経営に関する事業用資産**  
(例: アスファルト舗装、外構工事、植え込み工事、自転車置場、ごみ置場、屋外給排水、ガス設備 等)
-



## 【2】 申告対象とならない資産

- ① 耐用年数が1年未満のもの
- ② 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ③ 無形減価償却資産 / 特許権・営業権・商標権・ソフトウェア 等
- ④ 繰延資産 / 開業費・下水道受益者負担金 等
- ⑤ 棚卸資産 / 貯蔵品・商品等
- ⑥ 牛・馬・果樹・その他 生物 / ただし、観賞用・興行用の生物は申告対象
- ⑦ リース資産で所有者が取得した際の価額が20万円未満のもの(平成20年4月1日以後契約分)
- ⑧ 自動車等に同所有者が取り付け、常時搭載しているカーナビゲーション等の機器
- ⑨ 取得価額が20万円未満のものを、一括して3年間で損金(必要経費)に算入したもの
- ⑩ 使用可能期間が1年未満、または取得価額が10万円未満のものを、一時損金に算入したもの(税務会計上、資産として計上しないもの)
- ⑪ 用途廃止資産 / 生産方式の変更、または機能の劣化等により使用していない資産で、将来においても使用しないことが客観的に明らかである資産、有姿除去した資産
- ⑫ 修繕費

## 【3】 少額の減価償却資産の取扱い

税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取扱いが異なります。

取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満のもので、取得に要した経費の金額が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金または必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価額が20万円未満のもので、一括して3年間で減価償却を行うことを選択したものは、課税対象から除外されます。ただし、租税特別措置法（中小企業者等の少額資産特例）を適用して損金算入した資産については、課税対象となります。

		申告対象	申告対象外
取得価額		償却方法	
30万円以上		個別に減価償却をしているもの	
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業等の少額資産特例(30万円未満) (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)	
	20万円未満	※2	3年間で一括償却
	10万円未満	必要経費、損金算入	※1

※1 個人が平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費になるため、**申告対象外**。

※2 資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象。

## 2.リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のような申告になります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸契約によるリース資産 《所有権移転外ファイナンス・リース》 《オペレーティング・リース》	× (申告不要)	◎ (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産 《所有権移転ファイナンス・リース》	◎ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

※ 平成 19 年度の税制改正により平成 20 年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、償却資産（固定資産税）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。  
なお、地方税法施行令 第 49 条ただし書きにより、法人税法 第 64 条の 2 第 1 項または所得税法 第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が 20 万円未満のものは申告対象外です。

※ 「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な料金で再リースする条件のリース契約です。（所有権移転ファイナンス・リース）

※ 割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

## 3.耐用年数について

耐用年数は耐用年数省令 別表 第 1、第 2、第 5、および第 6 に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数 … 耐用年数省令 第 3 条の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数 … 耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときの耐用年数  
(国税局長の承認通知書の写しの添付が必要)

■ 耐用年数の短縮または増加償却の承認を受けた償却資産がある場合は、承認を受けた書類の写しを添付し、申請が必要となります。

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認通知書
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写し)

## 4.償却資産の種類と主なもの

資産の種類		内容	
第1種	構 築 物	土地に土着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設、ゴルフ練習場設備 等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※ 詳しくは 14、15 ページ【家屋と償却資産の区分】参照
		建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他部品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの)、ブルドーザー、パワーショベル 等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬送設備	クレーン、コンベアー 等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの) ショベルローダー、構内運搬具、自転車、被けん引車 等 ※ 自動車税・軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません	
第6種	工具・器具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容または美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

## 5.業種ごとの主な償却資産

業 種	主な償却資産の例①	耐用年数	主な償却資産の例②	耐用年数
各業種共通	緑化設備(花壇・庭園)	20	金庫	20
	広告塔(金属造)	20	ロッカー・キャビネット(金属製)	15
	受変電設備	15	応接セット	8
	砂利	15	ルームエアコン	6
	コンクリート塀	15	防犯カメラ	6
	コンクリート舗装	15	レジスター	5
	アスファルト舗装	10	コピー機	5
	外灯	10	テレビ	5
	金属塀	10	サーバー用パソコン	5
	フェンス	10	パソコン	4
	蓄電池設備	6	ネオンサイン	3
	簡易間仕切	3	看板	3
	小売店	木製陳列棚	8	自動販売機
冷蔵庫		6	冷凍庫	6
飲食店	厨房設備	8	カラオケ	5
	テーブル・いす	5	厨房用品	5
理美容業	湯沸かし器	6	タオル蒸器	5
	消毒殺菌機	5	パーマ器	3
	理容・美容いす	5	サインポール	3
クリーニング業	洗濯機	13	乾燥機	13
	脱水機	13	プレス機	13
医院・歯科医院	歯科診察用ユニット	7	治療用ベッド	5
	調剤機器	6	手術機器	5
	レントゲン機器	6	消毒殺菌用機器	4
	ファイバースコープ	6		
建設業	仮設用プレハブ	7	大型特殊自動車 (ナンバープレートを取得している場合、 分類番号「9」,「90」~「99」,「900」 ~「999」,「0」,「00」~「09」,「000」 ~「099」のもの。)	4
	ポータブル発電機	6		
	ブルドーザー	6		
	パワーショベルカー	6		
	フォークリフト	4		
ガソリンスタンド	独立キャノピー(金属造)	45	ガソリンタンク	8
	屋外照明設備	15	計量器	8
	オートリフト	8	火災報知設備	8
	オイルチェンジャー	8	洗車機	8
	充電器	8	ジャッキ	3
金属加工業	圧縮機	15	フライス盤	10
	ボール盤	10	研削盤	10
	旋盤	10	測定・検査工具	5
	プレス機	10		
不動産賃貸業	太陽光発電設備	17	側溝	15
印刷業	デジタル印刷設備	4	活字盤鑄造機	10

## ■ 農業の償却資産

名称	耐用年数	名称	耐用年数	名称	耐用年数	名称	耐用年数
<b>第1種 構築物</b>							
堆肥場・堆肥舎	17	尿溜	17	パドック	17	バンカーサイロ	17
ビニールハウス	10	フリーストール	14	牧柵(金属製)	14	牧柵(木製)	5
<b>第2種 機械 及び 装置</b>							
アンローダー	7	移植機	7	乾燥機	7	グレンドリル	7
コンバイン*	7	ショベルローダー*	7	ストローチョッパー	7	ストーンピーカー*	7
スプレーヤー (牽引式・マウント式)	7	スプレーヤー (自走式)*	7	洗浄機	7	タイヤショベル*	7
チョッパー	7	テッダー	7	テラー	7	デガー	7
電牧機	7	トラクター*	7	トレンチャー	7	ハーベスター (牽引式)	7
ハーベスター (自走式)*	7	発電機	7	パワーショベル*	7	バックホー	7
バルククーラー	7	バンクリーナー	7	ビーンスレッシャー	7	ビートタッパー	7
ビニール巻取機	7	ブロードキャスト	7	プランター	7	フォーレージブリア	7
ブルドーザー*	7	フロントローダー	7	ヘイドライダー	7	ベルトコンベヤー	7
ベラー	7	ホイールローダー*	7	ホッパー	7	ポンプ	7
米選機	7	マニユアスプレッダ*	7	マルチャー	7	ミキシングフィーダー	7
ミルクカー・パイプライン	7	糶摺機	7	モアー	7	モアコンディショナー	7
ライムソワー	7	ラッピングマシーン	7	レーキ	7		
<b>第5種 車両 及び 運搬具</b>							
フォークリフト*	4						
<b>第6種 工具・器具 及び 備品</b>							
カルチベーター	7	大型コンテナ (長さ6m以上)	7	コンテナ(金属製)	3	コンベア	7
サブソイラー	7	培土機	7	パイプ(金属製)	10	パイプ(木製)	5
排土板(金属製)	10	排土板(木製)	5	ハロー	7	パンブローカー	7
プラウ	7	ロータリ(カルチ)	7				

(\*)… 大型特殊自動車のみ申告対象

※ この表以外の農業用資産を所有しており、耐用年数が不明な場合は、税務課資産税グループまでお問合せください。

## 6. 建築設備の家屋と償却資産の区分について

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価します。

### (1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性質が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

### (2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント等で、家屋の所有者と異なる人(賃借人)が取り付けた家屋の付帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人が申告する必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作 等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設 等)		◎		◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事 (特定の生産 または 業務用設備)		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○			◎
	給湯設備	居所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		居所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用 等) 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または 業務用設備		◎		◎
		屋内の配管 等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器 等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、 ガスボンベ 等		◎		◎
消火栓設備、スプリンクラー設備 等		○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント 設備、照明器具 設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
上記以外の設備		○			◎	

電気設備	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤 等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線 等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機 等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線 等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
火災報知設備	設備一式	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産 または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産 または 業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター 等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ ホテル・百貨店 等)、寮・病院・社員食堂 等 の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求 めに応じるサービス設備 (ホテル等)、寮・病 院等の洗濯設備 等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備 (ターンテ ーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メール ボックス、カーテン・ブラインド 等		◎		◎	

#### ■ 居抜きで購入した店舗等の設備について

居抜き (※) で購入した店舗等の業務用設備、備品等は、償却資産の申告対象となります。

なお、営業権等の無形固定資産は償却資産の申告対象ではありません。

※ 居抜き…前の賃借人 (テナント) が施した内装や造作・設備などがそのまま残された状態。

#### ■ 家屋として課税されない車庫・物置・倉庫・プレハブ・仮設事務所等について

小規模な車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等は、家屋として課税されず、償却資産の申告対象となる場合があります。家屋として課税されているかわからない場合は、税務課資産税グループまでお問合せください。

## 7.償却資産の課税対象となる車両

特殊自動車は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、**小型特殊自動車**は“**軽自動車税**”、**大型特殊自動車**は“**償却資産(固定資産税)**”の対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、すべて申告してください。

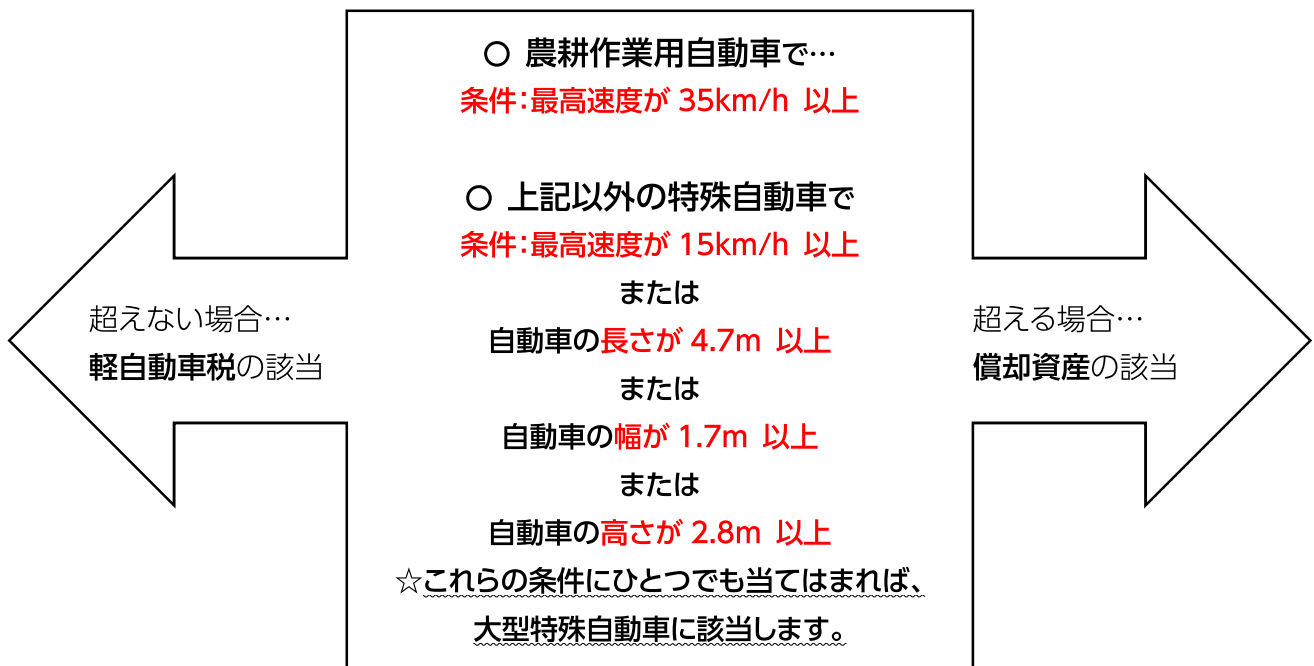
なお、軽自動車税の対象となる車両は、**軽自動車のナンバー交付が必要**となりますので、**税務課市民税グループ**へお問合せください。

※ 小型特殊自動車は償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要となります。

### 【車両区分と課税区分】

車両区分	課税区分
大型特殊自動車 [ナンバープレートの分類番号] ● 建設機械に該当するもの ⇒ 00~09、000~099 ● 建設機械以外のもの ⇒ 9、90~99、900~999	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>行方 999 あ 12-34</b> </div> <b>固定資産税(償却資産)</b> <b>〈市税〉</b>
普通自動車・二輪以外の小型自動車	自動車税〈県税〉
二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車・原付自転車	軽自動車税〈市税〉

### (参考)大型特殊自動車と小型特殊自動車





## 8. 国税の取扱いとの比較

### 【1】償却資産に対する課税について

国税の取扱い(税務会計)と比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日税度)
減価償却の方法	定額法・定率法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない ※1
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却(所得税・法人税)	認められる	認められる
評価額の最低限度	1円(¥1)	取得価額の5%
改良費(資本的支出)の 評価方法	原則として区分評価	区分評価 (改良した資産と改良費を区分して評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か、 取得価額が10万円未満)	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条 または、 所得税法施行令第139条)	損金算入したものは 課税対象外 ※2
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の 減価償却資産)	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2 または、所得税法施行令第139条)	損金算入したものは 課税対象外 ※3
中小企業者の方等が租税特別措 置法を適用して取得した 10万円以上30万円未満の 減価償却資産	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2 または、同法第67条の5)	課税対象 ※4
建設仮勘定中の資産	事業の用に供されている場合 は、課税対象となる。	減価償却を認めない。 ただし、建設仮勘定として表示されて いる資産であってもその完成した部 分が事業の用に供されている場合に は、その部分は減価償却できる。

※1 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で所得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

※3 法人または個人の方は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産の課税対象)となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

※4 租税特別措置法により、中小企業者等が取得価格30万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、その取得金額の全額(年間300万円程度)を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税(償却資産)では認められていませんので、申告が必要となります。(租税特別措置法 第28条の2、第67条の5)

## 【2】 税制改正等における取扱いについて

- (1) 平成 19 年度および 24 年度の税制改正により、国税における減価償却の方法が改正されましたが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更ありません。（減価率や取得価額の 5%とされている評価額の最低限度は、変わりません。）
- (2) 平成 20 年度税制改正により、耐用年数省令の一部改正があり、機械および装置を中心に減価償却資産の耐用年数が大きく変更されました。  
固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わらず、既存資産（平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産）を含めて、平成 21 年度分から改正後の耐用年数が適用されます。また、平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産で、この改正により耐用年数の変更をする資産の評価額は平成 20 年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じることによって算出します。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）
- (3) 平成 20 年度税制改正により、地方税法 第 414 条が削除され、理論帳簿価格が廃止されました。これにより、平成 20 年度分以降の固定資産税については、固定資産評価基準に基づいて算出した評価額の合計が課税標準額となります。

## 9.取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって、次の表のとおり取り扱うことになります。

事業者の区分	法人税または所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方法	取得価額に <b>含める</b>
課税事業者	税抜経理方法	取得価額に含めない
	税込経理方法	取得価額に <b>含める</b>

## Ⅲ 償却資産の評価・課税について

### 1. 償却資産の価格と課税について

#### 【1】 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和6年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。
評価額の算出 および 決定価格	前年中に取得したもの・・・取得価額 × 半年分の減価残存率 前年前に取得したもの・・・前年度の評価額 × 1年分の減価残存率 ※ 評価額の最低限度額は、取得価額または改良費の5%に相当する額
課税標準	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
税率	税率は1.4%(100分の1.4)です。
免税点	課税標準となるべき全資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
納期	納期は、例年 5月・7月・9月・11月の4回です。

#### 【2】 評価額の計算方法

償却資産の評価は資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき資産一品ごとに算出します。

- ・ 初年度の評価額は、取得月に関わらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

前年中に取得した資産(初年度)	取得価額 × (1-減価率÷2)
前年前に取得した資産(2年度目以降)	前年度評価額 × (1-減価率)

※ 下線部分は、小数点以下第4位を四捨五入する。

【例】取得価額:1,000,000円、取得年月:令和5年8月、耐用年数:3年(減価率0.536)の資産の場合

令和6年度 1,000,000円 × (1-0.536 × 1/2) = 732,000円

令和7年度 732,000円 × (1-0.536) = 339,648円

令和8年度 339,648円 × (1-0.536) = 157,596円

令和9年度 157,596円 × (1-0.536) = 73,124円

令和10年度 73,124円 × (1-0.536) = 33,929円 < 50,000円 ※

※ 令和10年度で算出額が取得価額の5%(50,000円)より小さくなるため、令和10年度以降の評価額は、

50,000円 となります。

#### 【3】 課税標準額および税額

(1) 課税標準額は、各資産の評価額を合算して算出します。

ただし、課税標準の特例を受けた場合は適用後の額になります。

(2) 税額は、課税標準額に基づき算出します。

ただし、課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は、課税されません。

【計算例】 課税標準額 : 7,654,321円の場合

7,654,000円 × 1.4% = 107,156円 ⇒ 107,100円

課税標準額

税率

税額

(1,000円未満切捨)

(100円未満切捨)

## 2.減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 * 1 - (減価率 ÷ 2)	前年前取得 * 1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926

### 3.耐用年数が改正された償却資産の申告について

平成 20 年度税制改正において、耐用年数の一部改正が行われ、特に“機械及び装置”については、区分を含め全面的な改正が行われました。

#### ポイント① 改正された耐用年数の摘要年度

省令改正後の耐用年数は、平成 21 年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

- ・ 平成20年1月1日までに取得した資産 ⇒ 改正前の耐用年数を用いる
- ・ 平成20年1月2日以降に取得した資産 ⇒ 改正後の耐用年数を用いる

#### ポイント② 耐用年数が改正された資産がある場合の申告方法について

今年度から初めて、耐用年数を変更する資産について申告される場合には、種類別明細書に耐用年数省令の改正の適用に関する記入が必要となります。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に、改正前の耐用年数及び改正年を記入してください。

### 4.非課税及び課税標準の特例について

#### 【1】 非課税となる償却資産

公共的、公益的な性質を有する設備等により、地方税法 第 348 条、同法附則 第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税になります。

※ 非課税適用の有無等のお手続きについては適宜ご照会をお願いします。

#### 【2】 課税標準の特例の適用

地方税法 第 349 条の 3、同法附則 第 15 条、15 条の 2、15 条の 3、56 条、64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

(1) 該当する償却資産を所有されている方は、

- ① 「特例適用申請書」に必要事項を記入
- ② 特例資産にかかる確認資料（課税標準の特例に該当することがわかる資料の写し、下表  
確認書類欄 参照）とともにご提出ください。

(2) 「償却資産申告書」については、『11 課税標準の特例』欄の『有』に○印を付し、「種類別明細書」の摘要欄に「特例」と記入してください。

## 課税標準の特例の主な例示

※ 特例の詳細については適宜ご連絡をお願いします。

対象資産	取得時期	特例割合	確認書類	根拠法令 (地方税法)
農業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置		3年間 1/2	政府の補助金貸付などの申請書 法定通知書の写し等	第349条の3 第3項
家庭的保育事業施設 居宅訪問型保育事業施設 事業所内保育事業施設		1/2 (わがまち特例)	各事業の用に供していることがわかる書類、 事業施設の許認可証の写し等	第349条の3 第6項、第28項、第29項
特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	5年間 1/2	企業主導型保育事業の用に供していることが確認できる書類、 政府の補助金を受けたことがわかる書類の写し等	附則 第15条 第34項
特定ごみ処理施設 特定下水道除害施設	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3/4 (わがまち特例)	該当施設新設届出書の写し等	附則 第15条 第2号、第5号
特定再生可能エネルギー設備(太陽光・風力等) ※ 太陽光は自家消費型のみ対象	平成26年4月1日～ 令和4年3月31日	3年間 2/3 (わがまち特例) ※100kW 以上は 3/4	太陽光は、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し等	附則 第15条 第27項
先端設備等  (構築物、機械・装置、工具、器具・備品、建築附属設備) ※ 認定先端設備導入計画(行方市作成)に従って取得した資産のみ対象	(構築物) 令和2年4月30日～ 令和5年3月31日  (構築物以外) 平成30年6月6日～ 令和5年3月31日	3年間 ゼロ (わがまち特例)	認定書 認定申請書 仕様等証明書の写し等 ※ リースの場合は、 契約書の写し	(構築物) 旧附則第63条 附則 第64条 (構築物以外) 旧附則第15条 第41項 附則 第64条
東日本大震災にかかる代替償却資産	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日	4年間 1/2	減免決定通知書の写し等	附則 第56条 第12項
ローカル 5G用 無線局	令和2年8月31日～ 令和4年3月31日	3年間 1/2	認定書、申請書、 回答書の写し等	附則 第15条 第49項

## 行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の

### 特別措置に関する条例（行方市独自の課税免除 制度）について

#### 【1】 特例該当

市内に事務所又は事業所(風営法に該当する事業その他の規則で定める事業の用に供するものを除く)の新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないもの)をした法人をいう。

#### 【2】 特例適用条件（いずれかに当てはまるもの）

- (1) 規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者数を5人以上増加させるもの
- (2) 地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内のもの、その他規則で定めるもの

#### 【3】 特例対象資産

当該事務所等の新設又は増設により取得し、および所有する固定資産(当該特例法人と実質的に同一と認められる法人であって規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む)のうち、次に掲げるもの。

- (1) 地方税法 第341条 第2号に規定する土地のうち、次号の家屋の敷地である部分(当該土地の取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする同号の家屋の建設の着手があったものに限る。)
- (2) 地方税法 第341条 第3号に規定する家屋のうち、特例法人が自己の事業の用に供する部分(市内における事務所等の移転による事務所等の新增設により取得した家屋にあっては、当該部分の延べ面積のうち当該移転前の事務所等に係る家屋で、当該特例法人が自己の事業の用に供していた部分の延べ面積を超える部分に限る。)
- (3) 地方税法 第341条 第4号に規定する償却資産

#### 【3】 課税免除の内容

該当資産に対しては、行方市税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分の固定資産税に限り、固定資産税を課さない。

ただし、当該特例法人が第2条 第1項 第2号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合を除き、当該特例資産について第1年度の翌年度以降の各年度分の固定資産税については、当該特例法人が当該各年度の初日の属する年の1月1日において市内に有する事務所等の従業者数(同日現在における数とする。以下同じ。))が、当該特例法人において当該事務所等の新增設をした日の前日において市内に有していた事務所等の従業者を下回るときは、この限りでない。

#### 【4】 申告の手続き

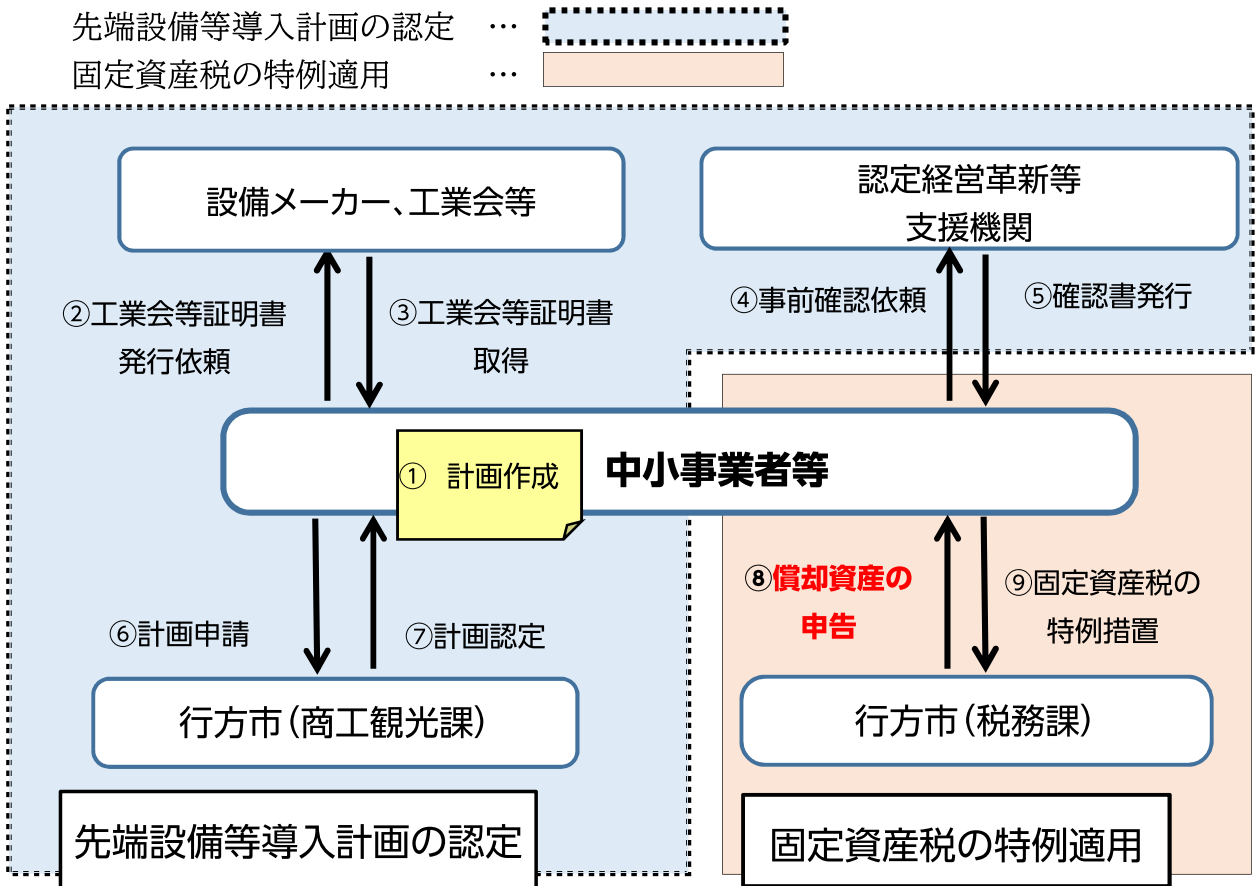
本特例適用を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項(特例法人が第2条第1項第2号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合は、第1号に掲げる事項)を、毎年1月31日までに市長に申告しなければならない。

- (1) その年の1月1日現在における特例資産に関する事項
- (2) 特例法人が市内に有する事務所等の従業者数に関する事項

## 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例(概要)

行方市では、一定の要件を満たした「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間ゼロとします。

### 【1】 特例活用の全体的な流れ【イメージ図】



### 【2】 固定資産税に係る特例措置の適用要件について

#### (1) 対象者

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

■ 次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ① 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人



## (2) 設備取得期間 ※先端設備導入計画の認定後に取得することが**必須**です。

- ・ 機械装置，工具（測定工具及び検査工具），器具備品，建築附属設備（償却資産に該当するもの） …平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得したもの
- ・ 事業用家屋，構築物 …令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得したもの

## (3) 対象設備

対象者が、行方市の認定を受けた計画に従って取得した、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

設備の種類	取得価額	販売開始時期
機械措置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備 ※1	60万円以上	14年以内
事業用家屋 ※2	120万円以上	新築
構築物	120万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものに限る

※2 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

### ■ その他要件

- ・ 中古資産でないもの（最新モデルである必要はありません。）

## (4) 必要書類

- ・ 償却資産（固定資産税）課税標準の特例に係る届出書
- ・ 先端設備等導入計画認定書（写）
- ・ 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）
- ・ 認定経営革新等支援機関による確認書（写）
- ・ 工業会等証明書
- ・ 生産性向上特別措置法に係る固定資産税の特例チェックシート
- ・ ≪事業用家屋の場合≫ 建築確認済証，建物図面，対象物の配置図
- ・ ≪事業用構築物の場合≫（構築物が屋内にある場合）事業用建物内の対象物の写真（配置がわかるように）

### ■ リース会社が特例の届出をする場合、上記書類に加え、下記書類が必要です。

- ・ リース契約書（写）
- ・ 固定資産税軽減額計算書（写）（公益社団法人リース事業協会発行）

### 【 特記事項 】

- ・ 「償却資産申告書」の『11 課税標準の特例』の『有』に○をつけてください。
- ・ 特例対象となる「種類別明細書」の摘要欄に、「特例」と記入してください。
- ・ 先端設備等導入計画についてのお問合せは、**行方市役所 商工観光課**へご連絡ください。

## 過疎地域における固定資産税の課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、令和4年4月1日に行方市全域が過疎地域として指定されました。一定の要件を満たす固定資産について、固定資産税の課税免除が受けられます。

詳しくは市ホームページまたは税務課資産税Gへお問い合わせください。

## IV その他

### 1. 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法 第353条および第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。電話または文書でのお問い合わせや資料提供のご依頼等にご協力をお願いします。

なお、実地調査の結果に伴い、修正申告をお願いすることがあります。

### 2. 虚偽 / 申告をしなかった場合

申告すべき事項について、正当な理由なく申告しない場合、地方税法 第386条および行方市税条例 第75条 第1項の規定により、過料を科されることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法 第385条の規定により、罰金等を科されることがありますのでご注意ください。

### 3. さかのぼり課税について

申告もれ等により、過年度分の税額が発生する場合は、**最大で5年度分までさかのぼって課税となります**。また、追加課税となった場合は通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので、ご注意ください。(地方税法 第17条の5 第5項)

なお、過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのかわかるよう、種類別明細書等にその旨を記入してください。

### 4. 推計課税について

償却資産の申告を正当な理由なく行わない場合、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。(地方税法 第354条の2)

このような国税資料等に基づき、推計課税を行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。